

○河北郡市広域事務組合公平委員会設置条例

制定 平成16年3月1日 条例第4号

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第3項の規定に基づき、河北郡市広域事務組合公平委員会を設置する。

第2条 この公平委員会は、河北郡市広域事務組合公平委員会（以下「公平委員会」という。）という。

第3条 この公平委員会は、理事会が議会の同意を得て選任する。

2 委員は、非常勤とする。

3 委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法、その他委員の身分の取扱いについては、河北郡市広域事務組合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年河北郡市広域事務組合条例第15号）の定めるところによる。

第4条 公平委員会の設置及び運営に要する全ての経費は、組合の経理から支給する。

第5条 この条例に定めるものを除くほか、公平委員会の運営に関し、必要な事項は、公平委員会が定める。

附 則

この条例は、平成16年3月1日より施行する。